

青運整第34号の2
令和7年4月30日

管内貨物自動車運送事業者 各位

青森運輸支局長
(公印省略)

トラックの法令遵守の徹底について

貨物自動車運送事業者より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条(点呼等)の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが全国約3,200営業所の75%に当たる約2,400の営業所において確認された旨、国土交通省に報告がありました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命ですが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者に法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものです。

ついては、トラックの安全確保の徹底を図るため、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう下記事項について改めて徹底をお願いします。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。
 - (1) 運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者(以下、運行管理者等という。)は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を確実に実施すること。
 - (2) 事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。